

新型コロナウイルス

(カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務についての更新)

2021年11月20日

11月19日、カナダ公衆衛生庁は、カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務について、「カナダの国境・旅行措置の調整」として情報を更新しました。

その概要は以下の1のとおりです。なお、今回の発表はその範囲が多岐に亘り、細かい点もありますので、発表全文の仮訳をご参考まで2としてご案内します。また、下記のとおり、公衆衛生庁のサイトで発表全文（英文）がご覧頂けますので、制度を正確にご理解いただくために、ご関心の部分をよくご確認ください。

<カナダ公衆衛生庁ウェブサイト>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html>

1 概要

(1) 2021年11月30日より、カナダへ入国する権利を持ち、ワクチン接種を完了した者（カナダ国籍者、永住権保持者又は Indian Act に基づいて登録された個人）が、カナダを出国してから72時間以内に再入国する場合は、入国前の新型コロナウイルスの分子検査の結果の提示が免除されます。またこの免除は、12歳未満の同伴子女及び予防接種に対する医療上の理由でワクチン接種ができない方にも適用されます。

(2) 2021年11月30日より、カナダへの入国（及び一部の検査及び検疫要件の免除）の際に認められるワクチンのリストが拡大されます。このリストには、世界保健機関（WHO）の緊急使用リスト（EUL）に合致するシノファーム、シノバック及びコバクシンが含まれます。

(3) 2022年1月15日より、現時点で入国要件が免除されている以下の者を含む特定のグループの旅行者は、カナダへの入国時に認められているワクチン接種を完了している場合に限り、入国が許可されます。

- 家族との再会を目的とした渡航者
- 18歳以上の留学生

- プロ及びアマチュアのアスリート
- 労働許可を有する個人
- トラックドライバーを含む必要不可欠なサービス提供者

(4) 2022年1月14日までの限られた期間において、入国要件が免除されている特定のグループに属する個人は、ワクチン未接種又は一部接種している場合において、引き続き入国し、カナダに入国する便の出発時刻の24時間以内に出発が予定されている最終目的地への乗継便に搭乗することが可能となります。

しかし、ワクチン未接種又は一部接種である限りは、2022年2月28日以前にカナダを出国する場合を除き、当初の乗り継ぎを越えて飛行便や列車に乗ることはできません。

(5) 2022年1月15日以降、ワクチン未接種又は一部接種している外国人のうち、新規永住者、再定住難民及び18歳未満の一部の子供等の限定的な例外の者のみ、カナダへの入国が許可されます。これらの者は引き続き、新型コロナウイルス検査、検疫及びその他の入国要件の対象となります。

(6) 2021年11月30日より、カナダ国内の旅行にあたって、新型コロナウイルス検査はワクチン接種の代替手段として受け入れられなくなります。旅行者は航空機や鉄道に乗るためには、以下の限られた免除対象とならない限りは、今回拡大されたリストに記載されているワクチンの接種を完了しなければなりません。

- 医療上の理由でワクチン接種ができない場合
- 必要不可欠又は緊急の医療サービスや治療を受ける場合
- 誠実な信仰上の理由による場合
- 緊急の旅行の場合
- 国益にかなう他の旅行を行う場合

(7) 航空会社及び鉄道会社は、免除の対象となるかを考慮するための手続きを管理します。自分が免除の対象となると考える旅行者は、航空会社又は鉄道会社にコンタクトして、その承認手続きに従って、必要なフォームを入手し、これを提出してください。(フォームは2021年11月30日から入手可能。)

(8) カナダ国籍者、永住権保持者及び Indian Act に基づき登録された個人で、ワクチン未接種または一部接種のみの場合でも、カナダの入国は認められますが、航空機又は鉄

道を利用して入国した場所を越えて乗り継ぎの航空機や鉄道でカナダ国内を移動することはできません。

(9) カナダ国内に一時的に滞在する外国人で、ワクチン未接種または一部接種のみでカナダに入国している者については、2022年2月28日までの間、ワクチン接種を完了することなく国外へ退去することが認められます。

それ以降においては、カナダ国内において航空機又は鉄道を利用するためにワクチン接種を完了している必要があります。

2 全文（仮訳）

(1) 72時間以内の空路及び陸路の横断での新型コロナウイルス検査を廃止

(ア) 2021年11月30日より、カナダへの入国権を持つワクチン接種を完了した者が、カナダを出国してから72時間以内に再入国する場合は、入国前の新型コロナウイルスの分子検査結果の提示が免除されます。この免除は、ワクチン接種が完了したカナダ市民、永住権保持者又は Indian Act に基づいて登録された個人で、カナダを出発し陸路又は空路で再入国する旅行であって、カナダを離れてから72時間以内であることを証明できる場合にのみ適用されます。

また、この免除は以下にも適用されます。

● 枢密院勅令（the Orders in Council: O I C）で定義された医療上の禁忌事項を持つ人。

● 親、継親、保護者や後見人に同伴するワクチンを接種していない12歳未満の子供。子供を同伴する大人は、ワクチン接種を完了していること（又は禁忌を満たしていること）及びカナダへの入国権を持っていることが必要となります。

(イ) ワクチン接種を完了し、カナダへの入国権を持つ旅行者が空路で移動する場合、72時間の期間は、最初にカナダを出発するフライトの出発予定時刻から、カナダに戻るフライトの出発予定時刻までとなります。旅行者は、必要に応じて航空会社、鉄道会社及び入国管理官に72時間以内であることを証明する書類（搭乗券、旅程表など）を提示する責任があります。

(2) 渡航目的のため認められるワクチンのリストを拡大

(ア) 2021年11月30日より、カナダ政府は、カナダへの入国及び一部の検査及び検疫要件の免除の際に認められるワクチンのリストを拡大されます。このリストには、世界保健機関（WHO）の緊急使用リスト（EUL）に合致するシノファーム、シノバツ

ク及びコバクシンが含まれます。

(イ) EULは、既存の規制においてワクチンを評価するために国際的に認められたプロセスです。WHOは、公衆衛生上の緊急事態に必要とされる医薬品の入手を早めるためにEULを使用しています。このプロセスは、個々の製品の品質、安全性、有効性/免疫性/性能に関する利用可能なデータを専門家がレビューすることに基づいています。COVID-19 ワクチン・グローバル・アクセス (COVAX) においても、WHOのEULを活用しています。

(ウ) ワクチン接種を完了したとみなされるためには、旅行者はカナダに入国する14日前までに、カナダ政府が認めた一連のワクチン又は混合ワクチンを受けていなければなりません。旅行者はどの国でもワクチンを受けることができますが、カナダに渡航する際には、英語又はフランス語のワクチン接種証明書を ArriveCAN にアップロードする必要があります。ワクチン接種証明書が英語又はフランス語でない場合、旅行者は英語又はフランス語の翻訳を提示しなければなりません。旅行者は、接種したワクチンと接種日が記載された証明書を旅行時に所持しなければなりません。旅行者は、入国前の検査（免除されている場合を除く）や適切な検疫プランなど、OICに基づく他のすべての措置にも従わなければなりません。利用可能な場合は、カナダ・ワクチン接種証明書 (Canadian COVID-19 proof of vaccination) を使用することを強く推奨します。

(エ) 新型コロナウイルス・ワクチンのリストの拡大と及び接種完了とみなされる定義は、連邦政府が規制している公共交通部門のワクチン接種要件にも適用されます。

(3) 入国要件：カナダに入国する特定の旅行者に対する調整

(ア) 2022年1月15日より、現在入国要件が免除されている特定のグループの旅行者は、カナダへの入国時に認められているワクチン接種を完了している場合に限り、入国が許可されます。これらのグループは以下の通りです。:

- 家族と再会するために渡航する者(ただし、18歳未満で、ワクチン接種を完了しているか、カナダ市民、永住権保持者若しくは Indian Act に基づいて登録されている肉親又は拡大家族と再会するために渡航する場合は除く。)

- 留学生 (18歳以上)

○ワクチン接種を完了した学生は、カナダの州又は準州で指定された教育機関への入学が認められます。

○ワクチン未接種の18歳未満の学生は、学校が所在する州又は準州で承認された COVID-19 readiness plan を持つ指定された教育機関に通わなければなりません。

- プロスポーツ選手とそのサポートスタッフ、及びアマチュアスポーツ選手。
- 農業及び食品製造業以外で有効な労働許可証を持つ個人（一時外国人労働者を含む）。
- 多くのエッセンシャル・サービスを提供する労働者（トラック運転手、緊急サービス提供者及び海洋研究者を含む）。

（イ） 2021年11月30日より、カナダ国内を旅行する際には、ごく少数の例外を除き、ワクチン接種を完了していることが必要となります。2022年1月14日までの限定された期間、免除されている特定のグループに属する個人は、ワクチン未接種又は一部接種している場合、引き続き、入国し、カナダに入国する便の出発時刻の24時間以内に出発が予定されている最終目的地への乗り継ぎ便に乗ることも可能です。しかし、ワクチン未接種又は一部接種である限りは、2022年2月28日以前にカナダを出国する場合を除き、当初の乗り継ぎを超えて飛行機や列車に乗ることはできません。すべての旅行者は、国内外を自由に旅行するために、できるだけ早くワクチン接種の計画を立てることを強く推奨します。

（ウ） 2022年1月15日、ワクチン未接種又は一部接種の旅行者は、以下のような限られた例外に該当する場合、カナダへの入国が認められます。

- 農業従事者、食品製造従事者
- 外国籍の船舶乗組員
- 人道的理由で入国する人
- 新規永住権保持者
- 新たに定住した難民
- 現在、渡航制限が免除されている18歳未満の子ども（COVID-19 readiness plan を持つ指定された教育機関で学ぶ留学生、ワクチン接種を完了しているか、カナダ市民、永住権保持者、Indian Act に基づいて登録された親、継親、後見人、保護者と一緒に渡航する人、及びカナダ国内でカナダ人の肉親又は拡大家族と再会するために渡航する人を含む）、並びに

- 国益のための例外

（エ） ワクチン未接種の12歳未満の子供が、ワクチン接種を完了した大人と一緒に旅行する場合、隔離の必要はありませんが、一般的な対策を講じる必要があります。

- 到着後14日間は、以下をしてはいけません。
 - 学校、キャンプ及びデイケアに参加すること
 - ワクチン接種の有無や公衆衛生上の措置にかかわらず、免疫不全者を含む弱者と接触する可能性のある環境（長期療養施設など）に立ち入ること
 - 物理的な距離やマスク着用が守られてない混雑した公共交通機関で移動すること

○遊園地やスポーツイベントなど、屋内外を問わず大規模な混雑した場に参加すること

● 加えて、親、継親、後見人又は保護者が、カナダ到着の10日から180日前に受けた新型コロナウイルスの検査が陽性であったという証拠を持っている場合、又は子供が5歳未満である場合を除き、子供は指示された通りに新型コロナウイルスの分子検査を受けなければなりません。

(オ) 免除されていない限り、ワクチン未接種又は一部接種の旅行者がカナダに入国する際には、以下のことが求められます。

● フライトの当初の出発予定時刻又は陸路による国境の到着の72時間前以内に実施された、入国前の分子検査が陰性であること、又は到着前10日から180日以内に実施された新型コロナウイルスの分子検査が過去に陽性であったことを証明すること。

● 到着時（1日目）及び到着後（8日目）の検査を完了すること。

● 適切な場所で14日間隔離すること。

● 無料のモバイルアプリ又はウェブサイトを通じて ArriveCAN で上記の情報をすべて提出すること。

(4) ArriveCan : 必要不可欠な目的の旅行者に対する新たな要件

(ア) 2021年11月30日より、入国要件が免除されるすべてのエッセンシャル・サービスを提供する労働者は、ワクチンを接種していない旅行者として入国が認められるかどうかに関わらず、ArriveCanでワクチン接種状況を証明する必要があります。ArriveCanは、旅行者に対し、ワクチンの製造者、接種した国及び日時を含む詳細な情報を提供し、ワクチン接種証明をアップロードするよう促します。

(イ) 入国要件が免除されるエッセンシャルな旅行者は、以下の者を含む：

● ほとんどのエッセンシャル・サービスを提供する労働者（ほとんどの一時外国人労働者、緊急サービス提供者及び海洋研究者を含む）

● 国境を横断する労働（例：就労のために国境を定期的に越える場合）

● 医療及びヘルスケア（例：ヘルスケアの実務者、医療を受ける者、医療機器及び供給部品を輸送する者）

● 貿易及び輸送（例：トラック・ドライバー又は航空機、船若しくは鉄道のクルー）、及び

● 統合された国境のコミュニティに居住する者

(ウ) 入国要件が免除されるエッセンシャルな旅行者が、以前に再利用可能な ArriveCan のレシートを作成していた場合は、新たに免除に関する再利用可能な ArriveCan のレシー

トを入手するために、2021年11月30日の後に ArriveCan のモバイルアプリの最新版をダウンロードするかウェブ版にサインインし、そして新たに求められるワクチン接種証明の情報を含む自らの情報を再提出する必要があります。入国要件が免除される旅行者が新たに再利用可能なレシートを作成すると、当該レシートはそれ以降の旅行に使用することができます。

(エ) 2022年1月15日までは、入国要件が免除されるエッセンシャルな旅行者がワクチン接種をしていない場合には、これらの旅行者は ArriveCan のレシートを入手することができます。2022年1月15日の後は、これらの旅行者が ArriveCan レシートを入手するためにはワクチン接種を完了していなければなりません。この日より、現在隔離が免除されているほとんどの旅行者は、カナダへ入国するためにワクチン接種を完了している必要があります。これらの旅行者は、ArriveCan でワクチン接種証明書をアップロードする必要があります。

(5) 連邦政府が監督する公共交通機関におけるワクチン接種義務

(ア) 2021年8月13日に発表したように、連邦政府が監督する航空及び鉄道の乗客は、旅行のために、カナダ政府が承認した新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了している必要があります。広範囲な協議を経て、カナダ運輸省は、航空会社及び鉄道会社に対して、乗客に対するワクチン接種義務を施行する命令及びガイドラインを発出し、これらは2021年10月30日午前3時に施行されています。

(イ) ワクチン接種義務は、以下の年齢12歳4か月以上のすべての乗客に対して適用されます：

- カナダ国内のほとんどの空港を出発する国内線、越境線又は国際線の航空旅客
- VIA 鉄道及びロッキー・マウンテン鉄道乗客

(ウ) 2021年11月30日より、新型コロナウイルス検査の結果は、カナダ国内を旅行するために、ワクチン接種完了の代替策としては認められません。航空機又は鉄道を利用するためには、旅行者は、ワクチン接種義務の限られた免除の対象とならない限りは、今回拡大されたリストに記載されているワクチンの接種を完了しなければなりません。免除が認められるのは：

- 医療上の理由でワクチン接種ができない場合、
- 必要不可欠又は緊急の医療サービスや治療を受ける場合、
- 誠実な信仰上の理由による場合、
- 緊急の旅行の場合、及び
- 国益にかなう他の旅行を行う場合

が含まれます。

(エ) 国内及び海外旅行について、航空会社及び鉄道会社は、旅行者が、医療上の理由でワクチン接種ができない場合、必要不可欠な医療サービス及び治療を受ける場合、誠実な信仰上の理由による場合、そして緊急の旅行（緊急の医療上の理由によるものを含む）の場合の免除の対象となるかを考慮するための手続きを管理することになります。これらの免除のいずれかの対象となると考える旅行者は、航空会社又は鉄道会社の承認手続きに従って、必要なフォームを入手し、これを提出するため、これらの会社に連絡する必要があります（フォームは2021年11月30日から入手可能です）。

(オ) カナダ運輸省は、国益にかなう国内及び海外への渡航に関する免除を管理します。免除が認められた旅行者は、航空機又は鉄道を利用する72時間前以内に取得された有効な新型コロナウイルスの分子検査結果を所持している必要があります。旅行者は、11月30日から、国内の「国益免除プログラム (National Interest Exemption Program)」に基づく申請を提出することが可能となります。

(カ) 航空会社及び鉄道会社は、引き続き旅行者のワクチン接種履歴を確認する責任があります。航空分野においては、カナダ航空運輸保安庁 (Canada Air Transport Security Authority (CASTA)) がワクチン接種履歴を確認することにより航空会社を支援します。

(キ) ワクチン接種義務には、引き続き、小規模で遠隔のコミュニティ（そのうちいくつかの地域は道路によって結ばれていない）からの旅行者が医療、健康又は社会的福利を維持するための必要不可欠なサービスを受け、そして帰宅することができるよう、これらの旅行者に特有なニーズを認識するための特定の調和が含まれます。これらのコミュニティの具体的要件は、先住民族の団体並びに州及び準州との協議に基づき、今後数週間以内に明らかとなります。

(ク) カナダ運輸省は、クルーズ船の乗客へのワクチン接種義務及び他の公衆衛生プロトコルを含め、2022年春にクルーズ船旅行に対してカナダの国境を安全に再開することができるよう、引き続きクルーズ船業界並びに他の国内及び海外のパートナーと連携します。追加の情報は今後数週間以内に発表されます。

(ケ) カナダ政府は、ワクチン接種義務の施行を支援するため、引き続き、重要な利害関係者、雇用主、航空会社及び鉄道会社、交渉機関、先住民族、地元自治体並びに州及び準州と連携していきます。

【カナダへ入国する旅行者について】

(1) カナダ市民、永住権保持者及び Indian Act に基づき登録された個人は、ワクチンを接種していない場合又は必要とされるワクチン接種の一部のみを完了している場合でも

カナダの入国が認められますが、航空機又は鉄道を利用して入国した地点を越えてカナダ国内を移動することはできません。これらの旅行者は、したがって、最終目的地に近いカナダ国内の空港を選択し、そして検査及び隔離の対象となることを見越した上で、帰国の計画を立てる事が求められます。

(2) 2022年1月15日の後は、ワクチンを接種していない又は必要とされるワクチン接種の一部のみを完了している農業及び農産品関連の労働者、新規の永住権保持者、及び18歳未満の子どものうち幾人かは、カナダで生活を立ち上げるために国内を移動することが認められますが、引き続き検査及び隔離の対象となります。ワクチンを接種していない又は必要とされるワクチン接種の一部のみを完了している難民は、引き続きカナダへの入国が認められますが、厳格な公衆衛生及び安全のプロトコルが維持されます。

(3) カナダ国内に一時的に滞在する外国人で、ワクチンを接種しておらず又は必要とされるワクチン接種の一部のみを完了してカナダに入国した者については、2022年2月28日までの間、ワクチン接種を完了することなく国外へ退去することが認められます。その後は、外国人は、カナダ国内で航空機又は鉄道を利用するためにワクチン接種を完了している必要があります。